

今後の動き

いただいたご意見や分析結果を踏まえ、今後開校準備委員会という会議の中で、どのように決めていくかを考えていきます。

最終的には、令和4（2022）年3月の町議会において、新しい学校名に関する条例改正案を提案することを目指して進めていきます。

校章について

校章は、その学校のシンボルとなるものです。法律上、絶対に作らなければならないというものではありませんが、同じ学校に所属する心のつながりを意識するためなど、多くの重要な役割を果たしています。

校章には、その学校の教育目標（その学校が目指す子どもの育つ姿を表したもの）や学校の名前などがデザインされることが多いものです。令和4（2022）年度に入りましたら、デザイナーにデザイン作成をお願いするために、準備を進めていきます。

◆校章作成のねらい

- ・新しい義務教育学校の象徴（シンボル）としたい。
- ・義務教育9年を通して、同じ学校の児童・生徒、教職員であることの所属感をもってもらいたい。
- ・新しい歴史を踏み出した学校としての理解を深めてもらいたい。



義務教育9年間統一の新たな校章を作成する。

これから決めること

次のことがらについては、今後決めていく内容です。決まり次第、随時、広報紙やインターネットを活用し、お知らせしていきます。

- ・制服のデザイン
- ・学校の名前
- ・校章のデザイン
- ・校歌の作詞作曲
- ・校則（つくるかつくらないかを含めて）
- ・行事の内容 など

質問をお寄せください！

新しい学校に関するご質問を、メールまたはお電話でお寄せください。

可能な限り、広報紙面で回答します。そうすることで、ほかのマチの皆さんにも理解を深めていただく機会とさせていただきます。

メールの場合は、ご住所とお名前、メールアドレス以外の連絡先を記入してください。

※個人情報情報は、紙面で公開されません。

今回は、メールによりお寄せいただいたものについてご回答します。

問1 学校の校則は、そもそも生徒会などで議論して子どもたち自身が決めるべきと考えるが、新しい学校ではどのように考えていますか？

答1 校則は、現在関係校の教職員や教育委員会で検討中です。その中で、全部とはならないかもしれませんが、児童・生徒が自ら考える機会として、決めてもらいたい項目を用意する方法も考えています。

問2 一般の方も図書室や体育館などの施設を利用できると聞きましたが、それに対する児童・生徒への防犯対策はどのようになっていますか？

答2 図書室には、司書や管理人などを常駐させます。

また、出入り口は学校と一般住民利用とを物理的に分け、さらに「顔認証システム」を採用し、児童・生徒や教職員のみが学校施設側へ出入りできるようにします。

なお、図書室等共用スペースへの出入り口も物理的に分け、鍵の自動開閉システムを採用し、児童・生徒が利用する際は、一般住民側にロックがかかる仕組みとします。